

第 問

第1. 設問1. ①

1. 甲は600万円をBに交付したことに伴って、恐喝罪が成立する(刑法(以下略)249条1項)。
2. 「恐喝」とは悪意の告知をして「人」を畏怖させることである。甲はBに電話を掛け、暴力団にあることを装い、600万円を入金しなさいと組の若、衆を前に呼ばせると告知した。「人」が畏怖したかは一般人を基準に判断する。暴力団の構成員が家に取り立てに来ることは、暴力をふるって金を回収することと通意意味する。よって、通意人であれば、かかる告知を受ける者は畏怖する。従って、甲の上記の告知は「畏怖」にあたる。
3. 「財物」を交付させる」とは、①「恐喝」を畏怖した意思に於いて、②財物の占有を移転することである。Bは甲の「恐喝」に於いて、要求に応じなければ自身や家族に危害を加えられるのではないかと畏怖して600万円を交付した。よって、①、②をみたすからにも思われる。よって、Bは甲の指示口度で600万円を返金したから、~~現金~~預金として600万円が「財物」といえるか問題になる。「財物」とは有体物を意味する。預金に属する金銭は現金口座主の支配下にあるから、~~現金~~現金

1

第 問

1. 600万円に属していることを社会通念上同視できる。よって、~~現金~~預金としての600万円が「有体物」といえる。以上から、①、②をみたす。
2. **問題提起**
3. 4. 恐喝罪は財産犯であるから、被害者に財産上の損害が必要である。Bは500万円の債権を自ら、~~現金~~預金として債権者Aから取立て依頼された甲に600万円を交付したから、財産上の損害は100万円に過ぎないか問題になる。
→ ~~よって~~ ①、恐喝罪は個別財産に対する犯罪でない。全体として財産が減少している必要はない。したがって、損害は~~現金~~600万円である。
5. ①、甲が600万円を交付させたから、500万円は「正当な業務」(35条)にあたらないか。35条は~~現金~~債権に与える正当な業務に於いて法益を侵害せず、その違法性を阻却するものである。確かに甲は債権者Aから取立て依頼されているが、未償した額を自己の債権にあてるつもりであり、Aの与えた取立て権を適法に行使しているといえる。(したがって「正当な業務」といえる)
6. 甲は以上の客観的構成要件事実を認識しているから、故意を有する。
7. 以上から、甲には249条1項が成立する。
なぜ? 甲に詐欺罪(246条1項)が成立する問題になるが、Bは債権の額は500万円を認識しており、交付の基準として重要な事実を錯誤はしていないため。

2

子冠復
第1問
文をよく読む

同罪は成立しない。

第2. 設問1 ②

以下の論点は、第1で述べた点と同様にある。

1. 甲がAに睡眠薬を飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。Aは睡眠薬を飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。Aは睡眠薬を飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。

2. 「正当な業務」であるか。Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。Aは睡眠薬を飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。Aは睡眠薬を飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。

4. 以上から、100万円の限度で懲罰罪が成立する。

第3. 設問2

最初に3つ

1(1) 甲は睡眠薬をAに飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。Aは睡眠薬を飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。

1(2) 殺人既遂罪が成立するには、実行行為時に殺人の故意が必要である。本件でAは睡眠薬が原因で死亡した。よって、睡眠薬を飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。Aは睡眠薬を飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。

2(1) Aには特殊な心臓疾患があり、睡眠薬の摂取により同疾患が急激に悪化して死亡した。しかし、Aに同疾患のあることは一般人が認識できなかった。

1(2) 殺人既遂罪が成立するには、実行行為と結果との間に因果関係が必要である。本件でAは睡眠薬を飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。Aは睡眠薬を飲ませたことにより、Aは社会生活上相当な範囲に相当する被害を受けた。

27 事実

第 4 問

Aの飲んだ睡眠薬にたいしては生命に対する危険性の全く無いものだ。この中に、同疾患にしろは相当因果関係は認められる。殺人既遂罪は成立しない。

3 (1) Aの飲んだ睡眠薬は生命に対する危険性は全くないものだった。甲もこれでAが死ぬと認識していた。

(2) 殺人罪の実行既遂が認められるには、実行行為に実行行為性が必要である。実行行為性とは法益侵害に対する危険性という。危険性の有無は行為者の認識といった事情や一般人の危機感に基づいて判断する。3(1)の事案は、実行行為に欠かっていることを意味している。よって、殺人既遂罪は成立しない。

第4. 設問4

1. Fが600万円の払戻しを受けた行為につき、Dに対する詐欺罪(246条1項)が成立する。

2. 「人を欺いて」とは、行為の基礎となる重要な事項について錯誤におかされることをいう。D銀行では口座内の600万円が恐喝罪により、Fが盗み取られたと知らなければ、これにたいしては、Fといえる。

5

逆?

第 4 問

1. 「人を欺いて」とは、行為の基礎となる重要な事項について錯誤におかされることをいう。D銀行では口座内の600万円が恐喝罪により、Fが盗み取られたと知らなければ、これにたいしては、Fといえる。

2. 「人を欺いて」とは、行為の基礎となる重要な事項について錯誤におかされることをいう。D銀行では口座内の600万円が恐喝罪により、Fが盗み取られたと知らなければ、これにたいしては、Fといえる。

3. よって、246条1項は成立しない。

II.

1. Aに返済を10日間延期させた行為につき、Aに対する詐欺罪は成立する(246条2項)。

2. 「財産上の利益」とは、財物以外の財産的価値を指す。この点、別個の支払と評価はできない(「財産上の利益」といえる)。

しかし、10日程度の延期では、社会通念上当初の支払期日のうちである。

3. よって、246条2項は成立しない。

III.

1. Aを死なせた行為につき、殺人罪(199条)が成立する。

2. Aが睡眠薬を飲んだ行為につき、殺人罪(199条)が成立する。

6

日本法お

因果 11

?

あてはめ
必要

第
問

飲ませ、毒が入った瓶をという計画^上の行為は1つの行為
としておこなうことができないから、単に因果関係の錯誤に
おきかたない。
一連の行為といえるのは、①第1行為が結果発生^{700点}の
必要不可欠な利、②第1行為の果行^{理由}が、計画を通
行するに特段の支障がなく、③第1行為が第2行為
が時間的・場所的に連続していることである。条件は、
甲の計画に、睡眠薬をA^{理由}に飲ませることは不可欠な①、
それが出来れば特段の支障がなく②、また、Aに対して
睡眠薬を飲ませ、その後進んで毒が入った瓶を③
計画にたづな。よって、一連の行為といえる。
~~おいて~~ 甲は第1行為においてAが死ぬことを意
図している。しかし、因果関係に錯誤があるから、行為
の計画^{上の因果関係}と実際の因果経過とが一致し構成事件的に
符号しているとは帰責できないと解すべきである。そこで
睡眠薬によるAの死に因果関係が認められる
か否か。この点、行為の危険が実現すれば因果関
係が認められるべきか、判断資料は客観的に存在
した事実情を用いるべきである。行為の危険が
因果関係が認められ、条件は、Aの疾患を~~判断~~判断
資料にすれば、睡眠薬を吸引させることは死の危
険を招く行為である。よってその危険が実現したと
いえる。また、甲の計画にの因果経過が因果

7

第
問

関係が何と何の間にあり、構成事件的に符号する。
②. よって、199条が成立する。
IV. Aの
甲がAを殺す目的でAの家に侵入し、Aの行為に
被害者(235条)が成立する。このとき、Aは死して
いるが、Aの殺入はAの死の因果関係とAの占有は
おこなうべきではない。
V.
以上、甲には246条1項、199条、235条が成立し、
このうち併合罪(45条)となる。
以上

8